

自動車およびオートバイの現地生産に 関する制度調査

(セネガル)

2026年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

アビジャン事務所

貿易投資相談課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構(ジェトロ)アビジャン事務所が現地法律事務所 Houda Law Firm に作成委託し、2025年11月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Houda Law Firm は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Houda Law Firm が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

アビジャン事務所

E-mail：CDA@jetro.go.jp

海外ビジネスサポートセンター/貿易投資相談課

E-mail：SCB@jetro.go.jp

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a stylized, bold, serif font. The letters are black and set against a white background within a rectangular box.

1. キット生産 (SKD / CKD) について

キット生産には以下の2種類が含まれる。

SKD (Semi Knock Down) : 半完成状態のキット

CKD (Complete Knocked Down) : 完全分解状態のキット

(1) 税率について

輸入税は共通対外関税および関税法に基づき、税率は5%~20%の範囲で設定される。域内での組立用に輸入される部品についてはSKDとCKDの間に税率の差はない。両者は「組立産業向けに完全分解または未組立状態で輸入される品目」として扱われる。そのため、輸入された部品がセネガル国内の組立企業向けでない場合、税関は商業インボイスの記載額に基づき、車両やオートバイを完成品として評価する。実際、ジャカルタ・オートバイ¹の輸入ではこの方式が用いられている。

(2) 組立産業向け輸入 (SKD / CKD 含む) の特別通関手続き

こうした輸入は、関税法 (第246条以降) に定める「国内使用向け物品の加工」という特別手続きの対象となる。これは、輸入品が国内で消費される前に税関監督下で加工される場合、完成品に課される税率ではなく、より低い税率が適用される制度である。通常は10~20%の税率が、概ね5%に軽減される。この制度を利用できるのは、主に国内市場向けの工業企業で、組立産業、製薬業、出版業などが該当する。

(3) 適用税率一覧 (共通対外関税に基づく)

● 自動車

- ・トラクター (トラクタートラック除く) : SKD・CKD ともに 5%
- ・10人以上乗りの車両 :
 - SKD・CKD : 5%
 - その他 : 10%
- ・乗用車 (主に人の輸送用) :
 - SKD・CKD : 5%
 - その他 : 20%
- ・貨物輸送用自動車 :

SKD・CKD：5%

その他：10%

● オートバイ

- ・オートバイ（原付含む）・補助エンジン付き自転車（サイドカー有無を問わない）：

SKD・CKD：5%

その他：20%

(4) 完成品との税制上の違い

組立産業向け製品（SKD・CKD）と完成品は、関税上で明確に区別される。完成品の場合でも以下の共同体賦課金は適用される。

- ・統計賦課金：1%
- ・PCS（西アフリカ経済通貨同盟の共同体連帯税）：0.8%
- ・PCC（西アフリカ諸国経済共同体加盟国以外からの輸入品への賦課金）：0.5%
- ・海上輸送の場合：0.4%

さらに、セネガルにおける特別経済区（ZES：<https://zes-senegal.com/>）などの優遇制度を利用していない企業には、付加価値税（VAT）18%も課税される。

2. 優遇措置

(1) 投資法による優遇措置

工業組立活動には、一定の条件を満たすことで税制上の優遇措置が適用される。事業者はまず投資法に基づく認可を申請でき、この認可を取得した場合、次の優遇措置が適用される。

- ・輸入関税の免除（3年間）
セネガル国内で生産されていない設備・資材のうち、生産または使用を目的とするものについて、輸入関税が3年間免除される。
- ・付加価値税（VAT 18%）の納税猶予
輸入品および国内調達の商品・サービスに対する VAT が猶予され、猶予期間は最長 24 カ月まで延長される。

(2) 特別経済区（ZES）による優遇措置

事業者は、投資法に加えて特別経済区（ZES）の適用も申請できる。ZES においては次の税制・制度上の優遇措置が認められる。

① 税制上の優遇措置

- ・ 法人税率の引下げ：30%から 15%に引下げ
- ・ 配当金に対する IRVM（有価証券所得税）の免除
- ・ 地方経済貢献税の免除
- ・ 雇用主負担の定額拠出金、給与に基づくその他の税の免除
- ・ 法人に適用される最低定額税の免除
- ・ ZES 内の企業が所有する土地・建物の固定資産税の免除
- ・ 法人所有の自家用車に対する特別税の免除
- ・ 設立登記、定款変更、不動産賃貸借契約、資産売買・質権設定に関する登録税・印紙税の免除

② 関税・通関に関する優遇措置

共同体賦課金を除き、税関での全ての関税・税金が免除される。また、これらの物品を国内領土から無償で輸出できる。

③ 労務関連の優遇措置

最長 5 年間の有期契約の締結が可能（無期契約への自動転換リスクなし）

④ VAT の取り扱い

ZES は「国内関税地域外」とみなされるため VAT が免除される（2017 年 1 月 6 日付政令 2017-07 第 12 条）。

3. ECOWAS（西アフリカ諸国経済共同体）原産地規則

キット方式（SKD・CKD）で製造したオートバイや自動車が ECOWAS 域内での関税免除を受けるには、原産地規則を満たす必要がある。具体的には次のいずれかを満たす製品が

対象となる：

- ・ 共同体原料を 60%以上使用して製造された製品
- ・ 加工によって付加価値 30~35%以上を域内で取得すること、または HS コードの変更

したがって、SKD・CKD キットが加盟国のいずれかで原産品と認められる場合に限り、製造された車両は ECOWAS 内の他国を通過する際、関税や税金を支払う必要がない。一方、SKD・CKD キットが ECOWAS 域外から輸入され、セネガル国内で単に組み立てただけの場合、その車両は 共同体原産品とはみなされない。この場合、他の ECOWAS 加盟国へ輸出する際には、通関時に輸出関税の支払いが必要となる。

注釈 1：インドネシア由来のジャカルタ・オートバイは、セネガルでは手頃で迅速な移動手段として日常生活に浸透している。都市交通の再定義に貢献し、急速に主要な移動手段として定着した。